

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 25 年 12 月 6 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）クスリのアオキ幸町店 東近江市幸町 57-2 外 7 筆
- 2 意見の概要

(1) 東近江市からの意見

- ア 工事および事業活動・夜間営業に起因する騒音・振動・粉じん・照明、またはその他の苦情が出た場合は事業者の責任において速やかに対応の上、改善すること。
- イ 騒音規制法および振動規制法に定める特定建設作業に該当する場合は作業開始 7 日前までに届け出ること。
- ウ 騒音規制法および振動規制法に基づく特定施設を設置する場合、生活環境課と協議し、必要な届出を提出すること。
- エ 滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例第 16 条で駐車場面積が 500 m²以上ある場合は、アイドリングストップの啓発・周知する措置を講ずることと定められているので遵守すること。
- オ 土壌汚染対策法に基づく土壌調査の対象に該当する可能性があるため、滋賀県東近江環境事務所と協議すること。
- カ 工事に当たって、道路交通法規を遵守し交通安全に努めること。
- キ 道路に駐車して作業を行う必要がある場合は、道路使用許可を得て交通整理員を配置し、円滑な通行を確保すること。
- ク 付近の道路等に自家用車を駐車することがないよう駐車場を確保すること。
- ケ 歩道を含む道路を通行する自転車・歩行者の安全確保にも十分配慮し、工事車両の出入りの際は、安全確認を怠らないこと。
- コ 開発計画地はコミュニティバスの運行ルートになっており、工事期間中には進入路に保安員を設置するなどしてバスの運行の妨げにならないように十分な注意を払うこと。
- サ 事業活動によって生じる一般廃棄物は、自らの責任において事業者自身が処理するか市の許可する一般廃棄物の収集運搬業者に委託すること。
- シ 事業活動によって生じる産業廃棄物の処理は、東近江環境事務所と協議すること。
- ス 古紙、段ボールなどの再利用できるものについては、リサイクルするよう努めること。
- セ 周辺地域に支障がないよう最善万全の方策を講じるとともに、苦情等が生じた場合には、事業者自身の責任において対応・改善すること。
- ソ 周辺の景観を損なうことなく、駐車場を含む事業区域内に不法投棄されないように、常に整理整頓を心がけ、ごみが周辺に散乱することのないよう事業者自身で対策を講じること。
- タ 近隣農地（畑）等に不法投棄されるなど、迷惑がかからないように、万全の注意を払うこと。
- チ パッカー車等のごみ収集に支障がないように、万全の注意を払うこと。

ツ 開発区域内での造成工事、建築工事に際し資材搬入車両等の乗入等により、道路等の破損が考えられるので、建築工事が全て完了するまでは責任を持って対処すること。

テ 当該区域は、「東近江市景観計画」において、市街地ゾーンに該当する。計画に示す景観形成基準を確認の上、良好な景観形成に努めること。

ト 景観法に基づき、都市計画課への届出が必要。(1,000 m²を超える開発行為。延べ床面積1,000 m²を超える建築行為)

ナ 屋外広告物を設置する場合は、滋賀県屋外広告物条例の規定に基づき、良好な景観形成に配慮すること。なお、同条例に基づく許可が必要な場合は、都市計画課に許可申請書を提出すること。

ニ 都市計画法第 29 条の許可条件および東近江市開発行為に関する指導要綱に基づき締結した協定書の内容を遵守すること。

ヌ 消防設備等については、消防署の指導および消防法を遵守すること。

ネ 既存の消火栓付近にある消火栓器具一式（格納箱・ホース・筒先・管槍・スタンドパイプ・開閉キー等）の使用については、維持管理等を含め自治会に帰属されているため、当該地域の自治会長と協議を行い、その協議内容書を必ず添付すること。

ノ 防犯対策として、敷地内（駐車場）に照明を設けること。維持管理については開発者で対応すること。また、防犯カメラの設置を検討すること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1-1

東近江市産業振興部商工労政課 東近江市八日市緑町 10 番 5 号

(2) 縦覧期間 平成 25 年 12 月 6 日から平成 26 年 1 月 6 日まで